幼保連携型認定こども園 静岡なかはら幼稚園 重要事項説明書(令和6年度版)

1 施設運営者

名 称	学校法人 大里学園
代表者氏名	理事長 浅場 孜
所 在 地	静岡市駿河区中原524番地
電話番号	054-285-6912
法人設立年月日	昭和53年3月27日

2 事業の目的、運営方針

+W ~ D !!	・小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
事業の目的	・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育て支援
	・教育基本法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の
	推進に関する法律並びに子ども・子育て支援法その他の関係法令、関係
	条例を順守します。
	① 子どもの生命・身体の安全、情緒の安定を第一に考える。
	② 子どもの心身の状態と成長に即した教育・保育を行う。
運営方針	③ 教育と保育の融合を図る。
	④ 必要とされる子育て支援事業を行う。
	⑤ 親が教育・保育の中心であり、施設(園)はその協働者であるとの認
	識を確認する。
	【園の教育目標】
	いきいきとやる気を持って遊ぶことができ自立心のある子に育てる

3 施設の概要

<i>".</i>	75 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C					
施	設	\mathcal{O}	種	類	幼保連携型認定こども園	
施	設	の	名	称	静岡なかはら幼稚園	
開	設	年	月	日	平成27年4月1日	
施	設(の形	f 在	地	静岡市駿河区中原524番地	
連		絡		先	電話番号 054-285-6912 (1·2 号認定) 054-282-7615(3 号認定)	
理		心		兀	F A X 054-285-6987	
事	業	所	番	号	2 2 0 9	
管		理		者	園長 浅場 美千代(令和6年2月現在)	
					満3歳以上の児童【1号】 100人	
利	用		定	員	満3歳以上の児童【2号】 48人	
小山	Л.		足	貝	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 26人	
					満1歳未満の児童【3号】 6人	
職		員		数	37人(専任22人、非常勤15人)	
幅	嘱 託		= -C		託医	ふかさわ消化器科・内科 深沢智基 TEL 054-288-5515
썟				深沢歯科医院 深澤敏弘 TEL 054-288-0834		

4 施設・設備等の概要

敷地	面積		1926. 91 m²
建物	構造	鉄骨造2階建お。	よび木造平屋建
	延床面積		1104. 08 m ²
施設の内容	設備	部屋数	面積
用途(室名)	保育室	9 =	至 459.36 m²
	遊戯室(遊びの部	1 3	室 101.81 m²
	屋)		
	図書室(絵本の部	1 3	至 42.50 m²
	屋)		
	調理室	1 3	室 39.82 m²
	事務室・職員室	2 =	至 61.65 m²
	保健コーナー	1室 (コーナー)	0. 62 m ²
	書庫	1 3	至 3.68 m²
	倉庫	2 =	至 72.77 m²
	トイレ	7 3	室 49.69 m²
別棟(レンタル)	更衣室 (職員用)	1 3	至 14.00 m ²
万円本(レングル)	文書・非常食保管室	1 3	室 21.10 m²
(室 外)	外トイレ	1 柞	東 7.45 m²

5 職員の状況(令和6年2月)

1000 4 1 10 1000 1 10 100	
職種	人数(うち非常勤職員数)
園長	1 (0) 人
副園長	1 (0) 人
保育教諭	23(8)人
保育助手	1 (1) 人
調理員	5 (2) 人
その他の職員	6 (4) 人

本園では、「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に定める条例」(平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。)の基準に則して適正に配置します。

6 教育・保育を提供する日等

	月曜日から金曜日まで(ただ	[し2号、3号認定は土曜日まで)。			
	年末年始(12月29日から1月	3日)及び国民の祝日は休園とする。			
	なお、教育標準時間認定 (1	号認定) の子どもについては、概ね以下につ			
サム・ルカナ、 ・ カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	いても休園とする。				
教育・保育を	·学年始休業 4月 1日	~ 4月 8日			
提供する日	・夏季休業 7月20日	~ 8月31日			
	·冬季休業 12月21日	~ 1月 5日			
	・学年末休業 3月21日	~ 3月31日			
	上記のほか、園長が特に定める日				
		午前8時30分から午後2時30分			
		※午前7時から8時30分、保育終了から午後6			
	教育標準時間認定	時までの範囲内で、預かり保育を実施。(土			
	(1号認定)	曜日を除く。長期休暇中も実施。)			
		※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長			
		保育を実施。			
**** /** **		午前7時から午後6時までの範囲内で保育を			
教育・保育を	保育標準時間認定	必要とする時間			
提供する時間	(2、3号認定)	※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長			
		保育を実施。			
		午前8時30分から午後4時30分までの間で保			
	保育短時間認定	育を必要とする時間			
		※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4			
	(2、3号認定)	時30分から午後7時までの範囲内で延長			
		保育を実施。			

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、次のように教育・保育等の提供を行います。

(1)年間の計画に沿った教育・保育 歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成

(2)毎日の教育・保育

一日の教育・保育スケジュールは、本園の幼稚園要覧に記載のとおり。

(3) 食事の提供

	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、子どもの健全
 給食等の方針	な発育に必要な栄養量を含むものとします。また、子どもの身体的状況や
和良寺の万町	嗜好を考慮して安全でおいしい給食を目指します。旬の食材を積極的に取
	り入れます。
献立	毎月の献立表でお知らせします。(園のホームページにて)
アレルギー等	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご
への対応	相談ください。ご相談の上、必要な対応をとります。

*毎月複数回(3~4回)の手作りお弁当の日を設けます。(幼児)

(4) 健康診断等

①内科·歯科健診

年2回、嘱託医が健診をします。結果については、必要に応じて個々に連絡いた します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については専用カード/出席カードに記載します。

③視力検査

年少、年中時に年1回実施します。結果については、必要に応じて個々に連絡いたします。

(5) その他

体育指導(3~5歳児) 英語指導(4~5歳児)

子育て支援事業の実施

(子育てサロンにこにこ・おしゃべりサロン・教育カウンセリング [専門家]・ 未就園児体操教室 [有料]等)

- 8 保護者の負担(令和6年2月現在) ※今後の社会状況により、金額が変更になる場合が あります。
- (1) 利用者負担額(保育料)
 - ○1号・2号認定子ども・・・無償
 - ○3号認定子ども・・・・・世帯の所得状況、兄弟姉妹の状況に基づき、保護者が居 住する市が定める額を負担していただきます。

(2) 実費徴収

保育料とは別に、以下のものについて保護者に負担していただきます。また、以下に 掲げるもののほか、園外活動時の交通費など、その都度実費を負担いただく場合があり ます。

○給食費 1号認定子ども 月額 3,200円

2号認定子ども 月額 5,200円(主食700円、副食4,500円)

○父母の会費 月額 730円

○絵本代 月額 500円程度

○用品代 実費…被服(帽子等)、

教育・保育用品

(クレパス、サインペン、粘土等)

○傷害保険料 年額 210円

- ○バス維持費(バス利用者のみ) 月額 往復3,000円
- ※ 上記のほか、園外保育、遠足等の交通費等、その他必要な実費は随時お知らせ いたします。

(3) 一時預かり・延長保育料

対 象		時間	料金
1号認定(教育標準時間認定)		午前7時から午前8時30分	
		教育・保育終了から午後6時	1 時間 200 円
1 万畝足(教育	保护时间 配化	午後6時から午後7時	1 時間 200 円
		長期休業中(土曜日を除く)	
	保育短時間定	午前7時から午前8時30分	1 時間 200 円
		午後4時30分から午後6時まで	1 時間 200 円
2・3号認定		午後6時から午後7時	1 時間 200 円
	保育標準時	午後6時から午後7時	1 時間 200 円
	間		

- (4) 1号認定(教育標準時間認定)長期預かり保育(長期契約)年間契約です。
 - ·満3歳児 5,000円/月
 - ・3歳児 4,000円/月
 - 4、5歳児 3,000円/月
- (5) 未就園児の一時保育(0歳~5歳) 9:00~16:00(月~金)

 \cdot 0~2歳児 1日2,000円 給食費 250円 おやつ 50円 \cdot 3~5歳児 1日1,000円 給食費 280円 おやつ 50円

9 保育料等支払方法

幼稚園が指定する方法 *現在は、金融機関引落です。

- (1) 毎月の利用者負担額(保育料)、給食費及びその他費用を、保護者指定金融機関口座から 自動引落(以下、口座振替)させていただきます。引落日は毎月27日(金融機関休業 日は翌営業日)です。
- (2) 口座振替の手数料、指定口座の変更や自動引落が不可の場合の手数料は、保護者負担と させていただきます。
- (3) 口座振替が不能となった場合には、現金により納入していただきます。
- (4) その他、園長が特に認めた場合は、現金による納入となることがあります。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 子どもの保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 子どもの保護者が本園の方針に従わないとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。 (保護者負担金の滞納も含まれます)

11 緊急時の対応

教育・保育中に、子どもの体調の急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、本園嘱託医等へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。緊急の処置を要しながら保護者に連絡が取れない場合、その緊急の処置は医師の判断を優先します。なお、生命に関係しながら宗教上等で禁止されている処置も医師の判断を優先します。

地震、津波、火災、不審者、その他の緊急時については、大里学園危機対応要綱に基づき対応します。(幼稚園要覧の『防災と安全管理』をご覧ください。)

*心肺蘇生用AEDの備えあり(乳児棟玄関)

12 非常災害時の対策

管轄する警察署	静岡南警察署 石田中村町交番 TEL054-286-0989
	提 出 先:駿河消防署
消防計画の作成	届 出 日:令和5年6月(直近版)
	防火管理者:副園長 川嶋留美
避難訓練	火災及び地震等を想定し、月1回実施
国用の引き渡り	例:震度5強の地震、予知情報の場合、お子さんを園で直接保
園児の引き渡し	護者に引き渡します。

※警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想さ
れ、「特別警報」、または「警戒レベル3」以上が発表された
場合は、重大な災害の危険性が著しく高まっていると判断し、
認定に関係なく、自宅待機または臨時休園等になります。

13 虐待の防止のための措置

本園は子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、園長を虐待防止に関する責任者として定め、職員に対して定期的に研修を行います。認定こども園は子どもを預かる者として、虐待防止のため、そのような行為の見られたときは、児童相談所、静岡市、警察に通報の義務があります。

虐待防止に関する責任者

14 傷害保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本スポーツ振興センター共済
保険の種類	災害共済給付
保険の内容	治療費給付

加入保険会社	東京海上日動火災
保険の種類・内容	普通傷害保険・・・見舞金
	賠償責任保険・・・医療費補填

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付責任者	副園長		
苦情解決担当者	園 長		
苦情解決相談委員	高橋 敦世 連絡先 054-285-8880		
(主任児童委員)	田中 早苗 連絡先 054-281-9926		
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。		

16 守秘義務及び個人情報の取扱

- ○園長及び職員は、正当な理由がなく業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- ○子どもの卒園・転園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設における教育・ 保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校等に提供します。

17 内容の変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。

幼保連携型認定こども園 静岡なかはら幼稚園

重要事項説明同意書

保護者	各位
142111111111111111111111111111111111111	<i>→</i> 11/

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者:静岡なかはら幼稚園 園長 浅場 美千代

(公印印刷)

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所:

保護者氏名:
(署名又は記名押印)

児童との続柄:

児童 氏名: